



2020年5月11日

新型コロナウイルス感染拡大とアジア経済 ～慎重に経済活動の再開を模索～

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員 福地 亜希

各国における「新型コロナ」の状況

世界的に新型コロナウイルスの感染拡大が続くなか、中国や韓国など東アジア諸国のほか欧米諸国に続き、ASEAN（東南アジア諸国連合）やインドの一部でも、経済活動の再開を模索する動きが出始めている。

まず、これまでの状況を確認すると、ASEAN やインドでは3月中旬以降、感染拡大を受け、入国禁止に加え、国内の移動制限措置などを導入する動きが相次いだ(図表1)。外出制限に加え、商業・娯楽施設の閉鎖や時短営業等の措置がとられた点では共通するが、工場の操業に関しては国によって対応が異なる。全国規模の厳しい移動制限措置を導入したマレーシアやインドに加えて、マニラ首都圏を含むルソン島全体で外出禁止令を発動したフィリピン、4月半ば頃から大規模社会的制限¹を開始したインドネシアでも、食品や医薬品など必要不可欠とされる製品を除く幅広い業種で工場の操業が制限される一方、ベトナムやタイでは²一定の条件のもと、原則、操業の継続が認められた。

多くの国で、こうした措置はまだ続いているが、感染が収束しつつある国では、制限の緩和を模索する動きがみられる。5月8日時点の累計感染者数288人(死者数ゼロ)と感染抑制に成功したとみられるベトナムでは、4月23日から地域ごとの感染リスクに応じて制限措置を緩和、商業施設やホテル、レストラン等の営業が再開された。

タイでは、4月下旬以降は1日の新規感染者数が概ね一桁で推移するなど、感染拡大ペースが緩やかとなりつつある。非常事態宣言および夜間外出禁止措置は5月末まで延長されているが、感染リスクが低い商業施設等については、適切な感染予防策をとることを条件に、5月初めから営業再開が許可されるようになった。

マレーシアでも、1日の新規感染者数が4月初めの200人超をピークに鈍化傾向がみ

¹ インドネシアでは、4月4日、大統領の指示に従って保健相が「大規模社会的制限(PSBB)令(保健大臣規定2020年第9号)」を公布。実施を希望する地方自治体毎に保健省に申請・承認後、別途、条例を發布して実施する。4月10日からジャカルタ首都特別州で開始、その後、5月初めまでに西ジャワ州全域のほか、バンテン州、中部ジャワ州、リアウ州などの一部に拡大した。自治体毎に制限の内容・期限等が異なる。

² ベトナムの工場では、マスク着用と消毒の義務付け、適切な感染防止策などが求められる。タイでは、夜間外出禁止令に伴い、夜間の工場勤務者は必要書類の携行が求められる。

られる。このため、活動制限令（Movement Control Order）に基づく国内の移動制限措置は5月中旬まで延長されているが、経済や雇用への影響に配慮し、段階的に操業を許可する対象業種の拡大や出社制限の解除等が行われており、5月初めには各種集会や対面サービス、州をまたぐ移動など一部を除きほぼ全ての経済活動が再開された。

シンガポールでは、外国人労働者を中心とした感染拡大を受けて、4月下旬に一旦職場閉鎖措置等の強化（期間延長および営業継続可能な業種の縮小等）が行われた。しかし、その後の感染拡大ペースの鈍化を受けて、5月に入り職場閉鎖措置等を段階的に緩和している。

他方、全土での移動制限（lockdown）の期間が2度にわたり5月中旬まで延長されているインドでは、4月下旬以降、条件付きで一部商業や生産活動を再開、地域ごとの感染リスクに応じて活動制限の緩和を行った。この結果、都市部で通勤者の密集が発生したほか、営業を再開した非必需品を取り扱う一部店舗に買物客が殺到したことなどから、緩和の撤回や修正を余儀なくされた。足元では1日の新規感染者数が3,000人前後で推移するなど、経済活動の再開と感染抑制との間で難しい舵取りが求められている。

また、インドネシアでは、イスラム教の断食月（ラマダン）明けの大祭（レバラン）期³における感染拡大を警戒し、ジャカルタ特別州政府は行動制限措置を5月22日まで1ヵ月延長、政府も自粛要請にとどまっていた帰省を4月24日から禁止し、レバラン後の連休を当初予定の5月26日～29日から12月28日～31日に変更した。

図表 1: ASEAN・インドにおける経済活動制限措置の概要

	移動・操業制限期間	移動	操業	制限措置の概要
ベトナム	3月28日① → 4月22日③ ②	△		①生活に不可欠な場合を除く商業・サービスの休業要請(3/28～)、②国民に対する自宅待機を要請(4/1～)、③地域毎に制限緩和(4/23～)
タイ	3月26日① → 5月31日③ ②	△		①商業・娯楽施設の営業や店内飲食禁止(3/22～バンコク首都圏→3/26～「非常事態令」により全国に拡大、不要不急の県をまたぐ移動自粛)、②夜間外出禁止(4/3～)、③商業施設等の営業の段階的再開(5/1～)
マレーシア	3月18日① → 5月12日④ ② ③	× ↓ △	× ↓ △	①全国規模の移動制限(集会禁止、宗教施設・事業所・学校の閉鎖等)、②州間移動の一部緩和(4/15～)、③条件付き操業許可リストの追加(4/20～)、 <u>出社制限等の解除(4/29～)</u> 、④条件付きでほぼ全ての経済活動を再開
シンガポール	4月7日① → 6月1日③ ②	△	△	①必要不可欠なサービスを除く職場閉鎖(在宅勤務可)、全ての幼稚園・小中高・大学でオンライン学習、②事業継続が認められるサービスの縮小、③職場閉鎖措置を一部緩和する方針(5/5～)
フィリピン	3月17日① → 5月15日③ ②	△	×	①マニラ首都圏封鎖(3/15～)、②ルソン島全体全体で外出禁止令(公的・民間部門とも原則在宅勤務、公共交通機関の停止)(3/17～)(※セブ市やダバオ市でも同様の措置)
インドネシア	3月20日① → 5月22日③ ②	△	△ ↓ ×	①ジャカルタ首都特別州で事業活動の制限(商業・娯楽施設閉鎖、公共交通機関の乗車制限等)、②大規模社会的制限(※4/10～ジャカルタ首都特別州)、③帰省の自粛要請(3/28～)→首都圏から地方への移動禁止(4/24～)
インド	3月25日① → 5月17日③ ②	×	× ↓ △	①外出自粛要請(3/22～)→全土でロックダウン(外出禁止、州境閉鎖、事業所閉鎖、公共交通機関の停止等)、②条件付きで一部商業・生産活動を再開(4/20～)、③行政区毎にリスクの程度に応じて活動制限を緩和(5/4～)

(注)『移動・操業制限期間』における矢印の途中の点は当初終了予定時期、インドネシアはジャカルタ首都特別州の終了予定時期。

(資料)各国政府資料、報道等より国際通貨研究所作成

³ 2020年のラマダンは4月24日～5月23日(日没)。5月24日、25日はラマダン明けを祝う大祭(レバラン)。レバラン後の連休(有給休暇一斉消化)に合わせて例年2,000万人が移動するとみられる。

なお、アジアでは、2003年の重症急性呼吸器症候群（SARS）など過去の感染症流行の経験のほか、マスク着用・手洗いなど日常的な衛生習慣もあり、欧米諸国に比べて致死率（感染者数に対する死亡者数）は総じて低く抑えられている（図表2）。ただし、インドネシアやフィリピンなど一部の国では、病床数や集中治療ベッド数が、医療崩壊が深刻化しているイタリアやスペインなどを大きく下回るなど医療インフラの脆弱さが懸念されており、感染の急拡大を回避できるか、正念場となっている。

図表2: 主要国における新型コロナウイルス関連指標

国・地域名	感染者数 (5月8日時点)	死亡者数	致死率 (%)	PCR検査数 (100万人当たり)	病床数 (1,000人当たり)	集中治療ベッド数 (10万人当たり)	高齢化 率(%)	
アジア	中国	84,415	4,643	5.5	N/A (香港:22,448、 台湾:2,819)	4.2 (2012)	3.6 (香港:7.1、台湾:28.5)	12.0
	インド	59,695	1,985	3.3	1,166	0.7 (2011)	2.3	6.6
	シンガポール	21,707	20	0.1	30,016	2.4 (2015)	11.4	13.4
	日本	15,575	590	3.8	1,694	13.4 (2012)	7.3	28.4
	インドネシア	13,112	943	7.2	579	1.2 (2015)	2.7	6.3
	韓国	10,840	256	2.4	12,949	11.5 (2015)	10.6	15.8
	フィリピン	10,463	696	6.7	1,489	1.0 (2011)	2.2	5.5
	マレーシア	6,535	107	1.6	7,938	1.9 (2015)	3.4	7.2
	タイ	3,000	55	1.8	3,264	2.1 (2010)	10.4	13.0
	ベトナム	288	0	0.0	2,681	2.6 (2014)	N/A	7.9
	ミャンマー	176	6	3.4	206	0.9 (2012)	1.1	6.2
	カンボジア	122	0	0.0	804	0.8 (2015)	N/A	4.9
	ラオス	19	0	0.0	438	1.5 (2012)	2.1	4.3
米国	1,283,929	77,180	6.0	28,533	2.9 (2013)	29.4	16.6	
欧州	スペイン	222,857	26,299	11.8	52,781	3.0 (2013)	9.7	20.0
	イタリア	217,185	30,201	13.9	42,439	3.4 (2012)	12.5	23.3
	英国	211,364	31,241	14.8	26,826	2.8 (2013)	6.6	18.7
	ロシア	187,859	1,723	0.9	37,335	8.2 (2013)	8.3	15.5
	フランス	174,318	26,192	15.0	21,213	6.5 (2013)	11.6	20.8
	ドイツ	170,588	7,510	4.4	32,891	8.3 (2013)	33.9	21.7

(注)1. 中国の感染者数(死亡者数)は、香港、マカオ、台湾を含む。

2. 『病床数』の数値の後の括弧内は該当年。

(資料)米ジョンホプキンス大学、ASEAN事務局、CIA、国連統計等より国際通貨研究所作成

経済へのマイナス影響が徐々に明らかに、各国とも大型の経済対策で下支え

各国の経済状況をみると、2020年1-3月期の実質GDP成長率が、インドネシアで前年比+3.0%（前期：同+5.0%）、フィリピンが同▲0.2%（前期：同+6.7%）へ急減速、4月の製造業PMIも軒並み好不況の判断基準となる50を大幅に割り込むなど⁴、経済へのマイナス影響が徐々に明らかとなりつつある。ただし、感染抑制のための外出や移動制限等の影響が完全に反映されるのは4月以降とみられるほか、制限措置の解除は感染拡大リスクの低いものから段階的に行われている。出入国制限の緩和時期等、先行きの景気をみるうえでは依然不透明な要素が多い。

国際通貨基金（IMF）が4月中旬に公表した世界経済見通しによると、2020年の世界全体の実質GDP成長率は前年比▲3%と2008～09年のグローバル金融危機以上の落ち

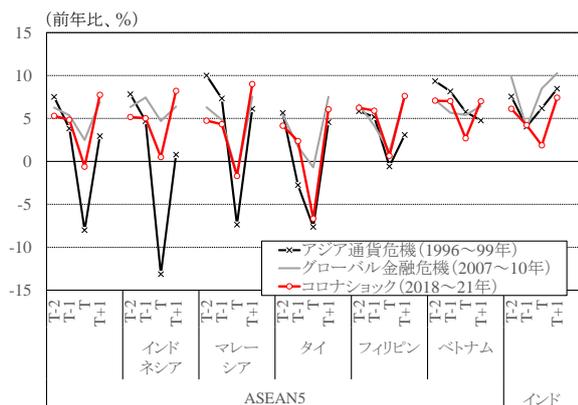
⁴ 4月の製造業PMIは、インドネシア27.5、マレーシア31.3、フィリピン31.6、タイ36.8、ベトナム32.7、インド27.4。

込みが予想されている。ASEAN のなかでも観光や輸出など外需への依存が高いタイについては 1997～98 年のアジア通貨危機以来の大幅なマイナス成長が見込まれるほか、インドでは同+1.9%と 1991 年の国際収支危機以来の低成長が予想されるなど、国によって濃淡がある（図表 3）。なお、上記見通しでは、2020 年後半以降の経済活動正常化が前提とされており、感染収束の遅れや、感染が再拡大する「第 2 波」に伴い経済活動の停滞が長期化するリスクには留意する必要がある。

新型コロナウイルスによる経済へのマイナス影響を緩和すべく、各国政府は大型の経済対策を打ち出している（図表 4）。多くが医療セクターのほか、外出・移動制限等により打撃が大きい業種（観光、航空、小売、飲食など）や中小企業や雇用・低所得者向けの支援策である。納税期限の延長や無利子融資等、政府支出を伴わないものも含まれるため、必ずしも全てが財政悪化に直結するわけではないものの、財政収支や公的債務残高の水準により対応力には差があり、如何に財源を確保するかが課題となっている。シンガポールのように、過去の準備金の取り崩し⁵等により賄うことができる国は少なく、歳出見直しや国債発行等による国内市場での調達のほか、国際機関等からの借入で賄うケースが多い。インドネシアでは、3 月末に政令⁶を施行し、2022 年までの 3 年間は「2003 年国家財政法」が定める財政赤字の上限（GDP 比 3%）を超えて歳出を認めるほか、インドネシア中銀をはじめ企業や個人による国債等の直接購入を可能とした⁷。

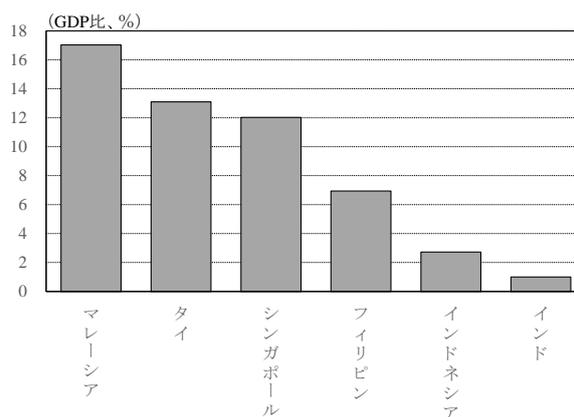
IMF などの国際機関や主要格付け機関は、こうした各国の積極的な財政面での対応について、新型コロナウイルスによる経済へのショックを和らげるためにやむを得ない措置との立場をとっている。ただし、中長期的に国際信認を維持するためには、財源に関する透明性の確保や経済活動正常化後に財政再建の道筋を示すことができるかが重要と言えよう。

図表 3: 各危機時における ASEAN・インドの成長率の比較



(注) 1. インドは年度ベース。
2. 『コロナショック』の2020年以降はIMFの見通し。
(資料) IMFより国際通貨研究所作成

図表 4: ASEAN・インドにおける 主な新型コロナ対策の規模



(注) 4月末までに公表された景気対策の累計。
(資料) 各種報道等より国際通貨研究所作成

以上

⁵ シンガポール政府は、これまで積み立てた国家準備金を 11 年ぶりに取り崩し、今回の新型コロナ対策費用（総額 600 億シンガポール・ドル、GDP 比 12%）の約 3 分の 1 程度を賄う計画。

⁶ 「新型コロナウイルス感染症に対する金融システムの安定化と財政政策に関する代替政令 (Government Regulation in lieu of law (Perppu))」 (<https://www.kemenkeu.go.id/media/14788/perpu-nomor-1-tahun-2020.pdf>)

⁷ こうした対応により、2020 年度の財政赤字は当初見込みの GDP 比 1.8%から同 5.1%程度へ拡大が見込まれる。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。